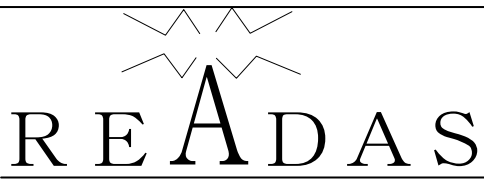


第 5655 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月21日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 確定申告をすれば税金が戻ってくる人

Q：確定申告をしたら税金が戻ってくる人がいるそうですが、どのような人なのか？

A：次の人は税金が戻ってきます。

【解説】

確定申告をする必要がない人でも次のような人は、還付を受けるための申告書を提出すれば、税金が戻ってきます。

- ①総合課税の配当所得や原稿料収入がある人
年間の所得が一定額(金額は人によって違います)以下の人
- ②所得控除などを受ける給与所得の人
医療費控除や寄附金控除、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅借入金等特別控除(年末調整で控除を受けている人は除く)、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除、雑損控除などを受ける人
- ③年の中途中で退職した人
年の中途中で退職した人で給与所得について年末調整を受けていない人
- ④公的年金など雑所得のみある人
医療費控除や生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、雑損控除などを受けられる人
- ⑤退職所得がある人
退職所得を除く各種所得から所得控除を差引くと赤字になる人、退職時に「退職所得の受給に関する申告書」提出しなかったため税額が過大になっている人

